

下水道事業官民連携基礎検討業務委託プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

本業務は、那珂川市下水道事業において、ウォーターPPPを含む官民連携の導入に関する基礎調査を行うものである。特に、本市は、御笠川那珂川流域下水道の一部であり、処理場を保持していない現状から下水道施設としては、主に管渠施設とマンホールポンプが大半である。これらの現状を踏まえた課題をヒト・モノ・カネに種別し整理すると同時に、官民連携の基本方針を検討する。また、本業務の成果は今後予定される導入可能性調査及び事業者選定支援のための基礎資料となるものである。

2 業務概要

- (1) 委 託 業 務 名 下水道事業官民連携基礎検討業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 委 託 上 限 額 5,615,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税、地方税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、那珂川市から指名停止措置を受けていないこと。
※提案が採用され候補者となった場合も、契約締結の日までに那珂川市から指名停止措置を受けた場合は、契約を締結することができません。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は

積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

⑦ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

(7) 配置技術者に関すること

① 監理技術者、照査技術者、担当技術者を各1名以上配置できる者であること。監理技術者、照査技術者及び担当技術者の兼務は認めない。

② 監理技術者は、技術士（総合技術管理部門－下水道）、技術士（上下水道部門－下水道）、RCCM（下水道）のいずれかの資格を有すること。

③ 監理技術者は業務実績として以下のa～cの業務において、完了した実績をいずれか1件以上有すること。実績はいずれも、地方公共団体等における、過去10年間（平成27年度～公告日現在まで）の水道、下水道、し尿処理事業対象の業務とする。

a 官民連携導入検討

b 経営戦略策定（公営企業会計版）

c スtockマネジメント基本計画（管路施設を含む）策定

④ 照査技術者及び担当技術者は、下水道の官民連携検討に関する専門知識と経験のある者を配置し、本業務の各工種間の調整管理を行うものとする。

4 応募手続き及び募集要領等の配付

(1) 実施スケジュール

項 目	日 付
①公募開始	令和 7 年 4 月 23 日（水）
②質疑書の締切	令和 7 年 4 月 30 日（水）12時まで
③質疑書の回答	令和 7 年 5 月 12 日（月）
④参加表明書・企画提案書等の提出	令和 7 年 5 月 28 日（水）17時まで
⑤書類審査結果・プレゼンテーション審査対象者への通知	令和 7 年 6 月 2 日（月）
⑥プレゼンテーション審査	令和 7 年 6 月 11 日（水）予定
⑦選定結果の通知	令和 7 年 6 月 16 日（月）予定
⑧優先交渉権者との交渉	令和 7 年 6 月下旬予定
⑨契約締結	令和 7 年 6 月下旬予定

- ※ ⑤から⑨については、応募状況や選考経過等により変更となる場合がある。
- ※ ④の提案書提出事業者が5者以上の場合は、⑥プレゼンテーション審査までに書類審査を行い、プレゼンテーション審査に進む事業者を4者選定する。
- ※ プレゼンテーション審査開始時間等については、プレゼンテーション審査対象事業者へ個別に連絡を行う。

(2) 仕様書等の入手方法

那珂川市ホームページからダウンロードすること。

(3) 本プロポーザルに関する質問・回答

① 受付期間

令和7年4月23日(水)から令和7年4月30日(水)12時まで

- ※ なお、受付期間を過ぎて提出された質問、指定の様式を用いない質問、次に定める受付方法以外で提出された質問は、一切受け付けないものとする。

② 受付方法

公募に関する質疑書(※様式3)に質問事項を記載し、事務局宛てに電子メールで提出するものとする。

また、送信時の電子メールタイトルには、「下水道事業官民連携基礎検討業務委託プロポーザル質問書(事業者名)」とし、電子メールを送信した後、事務局に受付確認の電話をすること。

なお、質問は参加表明に関するもの、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

③ 回答及び公表

全ての質問を集計のうえ回答一覧表を作成し、4(1)実施スケジュールに記載の期日までに、那珂川市ホームページに掲載する。

④ 事務局

〒811-1224 福岡県那珂川市大字安德702-1

那珂川市 都市整備部 下水道課 工務担当

担当者 中村(なかむら)・吉田(よしだ)

電話 092-408-6273

メールアドレス gesui@city-nakagawa.fukuoka.jp

(4) 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加表明書等を次のとおり提出すること。

- ① 提出期限 令和 7 年 5 月 28 日（水）17時まで
- ② 提出方法 持参または郵送・宅配（提出期限必着）
- ③ 提出先 事務局
- ④ 提出書類

ア 参加表明書兼誓約書（※様式1）（※共同企業体の場合は様式1-2）

なお、共同企業体で参加の場合は、次の書類を提出すること。

- ・ 共同企業体届出書（※様式1-3）
- ・ 共同企業体協定書兼委任状（※様式1-4）

イ 登記簿謄本

ウ 定款

エ 税の滞納がないことの証明（国税、県税、市町村税各1部）

オ 消費税及び地方消費税の納税証明

カ 使用印鑑届

キ 暴力団の排除に関する誓約書（※様式2）

ク その他

- ・ 事業者、事業の概要がわかるもの
- ・ 直近1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

※ イからオは、那珂川市指名競争入札参加資格を有する場合は不要。

- ⑤ 提出部数 7部（正本1部、副本6部。ただし、イからキについては1部）

(5) 企画提案書等の提出

プロポーザルへ参加表明を行った事業者は、企画提案書及び価格提案書を提出すること。なお、企画提案書等に関する詳細は、次のとおりとする。

- ① 提出期限 令和 7 年 5 月 28 日（水）17時まで
- ② 提出方法 持参または郵送・宅配（提出期限必着）
- ③ 提出先 事務局
- ④ 企画提案書の作成方法

ア 企画提案書は、「A4版縦・横書き・左閉じ」とし、表紙及び目次を除いて14ページ以内にまとめたものとする。

イ 企画提案書には、本業務の方針及び考え方、業務管理体制の順に記載すること。

- ⑤ 価格提案書の作成（※任意様式）

価格提案書（税込）は、業務毎の費用、人工費などについて、単価と工数を記載すること。

- ⑥ 提出部数 7部（正本1部、副本6部）

5 選定方法等

(1) 書類審査の実施

提出された企画提案書及びその他提出書類について、審査のうえ、プレゼンテーション審査対象者として4者を選定する。

(2) 審査基準

別紙「書類審査基準」のとおり

(3) 書類審査結果の通知

書類審査結果は、応募事業者全員に通知する。

(4) プレゼンテーション審査の実施

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(プレゼンテーションの実施方法)

- ・1者の持ち時間は、プレゼンテーションに20分以内、質疑応答に15分以内の計35分以内とする。企画提案内容に基づき、簡潔明瞭な説明を行うこと。なお、追加の資料は一切認めない。ただし、説明者がパネル等を用いて説明することは可能とする。
- ・準備時間は5分とする。5分を超えた場合は、その超えた時間をプレゼンテーションの時間から差し引く。また、後片づけは10分とする。質疑応答が終了次第、速やかに片づけを行うこと。
- ・パソコン等を用いた説明は可能とする。プロジェクター、スクリーン、電源ケーブルは当市で用意するが、パソコン等その他必要機器は説明者の持ち込みとする。

(5) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、別紙「プレゼンテーション審査基準」に基づいて、選定委員の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(6) 候補者の選定方法

候補者の選定は、次のとおりとする。

- ① 失格者を除いた者の内、評価点の合計が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 最高得点となる者が2者以上あるときは、プレゼンテーション審査基準の審査項目⑤の点数が高い者を候補者として選定する。

- ③ ②が複数の場合は、プレゼンテーション審査基準の審査項目④と審査項目⑥の点数の合計が高い者を候補者として選定する。
- ④ ③が複数の場合は、プレゼンテーション審査基準の審査項目⑦が安価な者を候補者として選定する。
- ⑤ いずれの提案者も評価点の得点率が60%に満たない場合は、候補者を選定しない。

(7) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 価格提案書の金額が2（4）の委託上限額を超える場合
- ④ 市の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- ⑤ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に那珂川市ホームページにおいて公表するものとする。

7 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と那珂川市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約日までに納付しなければならない。ただし、那珂川市契約規則第34条第1項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することができる。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

8 その他

- (1) 参加表明書等の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書等を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。また、理由の如何を問わず、提出された書類の返却はしない。

- (4) 参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) プロポーザル企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属するものとする。ただし、市がプロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提案書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (6) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (8) 参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは実施する。